

東神楽町公告第25号

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので告示する。

令和4年5月18日

東神楽町長 山本 進



記

1 業務内容

(1) 業務名

東神楽町窓口等支援システム導入事業

(2) 業務内容

「東神楽町窓口等支援システム導入事業プロポーザル実施要領」のとおり

(3) 履行期間

- ・システム構築・導入業務 契約締結日から令和5年2月28日まで
- ・システム運用保守業務 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和3・4年度東神楽町入札参加者有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 北海道内に本店、支店または営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 東神楽町暴力団排除条例暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更正手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (7) システム運用の安定性の観点から、当町の人口規模と同等程度の自治体で稼働実績のあるシステムを提案すること。
- (8) システム構築の効率化の観点から、北海道内において住民課業務システム（住民記録システム・戸籍システム・コンビニ交付システムのいずれか）の導入実績を有していること。
- (9) 当町に適したシステム構築を実現する観点から、住民窓口業務の業務分析及び住民窓口業務委託事業の導入実績を有している事業者が提案に携わっていること。

3 候補者の選定方法

公募型プロポーザルにより、最も優れた提案を行った者を審査委員会が選定します。

4 実施要領等の配布期間、配付場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和4年5月18日(水)から令和4年5月25日(水)午後4時まで

(2) 配布場所及び配布方法

東神楽町ホームページに掲載する

<URL> <https://www.town.higashikagura.lg.jp/>

5 参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限及び提出方法

ア 参加申込書等

令和4年6月3日(金)午後4時まで

下記提出先まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は提出期日の指定時刻までに到着すること。

イ 企画提案書等

令和4年6月16日(木)午後4時まで

下記提出先まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は提出期日の指定時刻までに到着すること。

(2) 提出先

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町くらしの窓口課戸籍窓口係

電話番号：0166-83-5401

FAX：0166-83-4180

E-mail：koseki@town.higashikagura.lg.jp

※@は半角に変換してください

6 その他

(1) 詳細は「東神楽町窓口等支援システム導入事業プロポーザル実施要領」による。

(2) 照会窓口は、5の(2)のとおりとする。